

第4章

タイの女性障害者

－1980 年代以降の当事者運動の中で－

吉村千恵

要約：

タイの障害者に関する資料は東南アジア諸国の中でも多い。それは、ESCAP や UNICEF, WHO などの国連機関や NGO などによる多数のプロジェクトがタイで実施されてきているからである。時を同じくしてタイの障害者運動も世界的動向の影響を受けながら形成されてきた。また、障害者に関する法制度や生活に視点をあてた研究もわずかではあるが確実に行われてきた。しかし、その中で女性障害者に焦点をあてたプロジェクトや研究は極めて少ない。

考えられる理由として、男女に関わりなく障害者の置かれている状況が厳しい点に注目が置かれたため、国際機関も当事者団体もまずは社会全体や障害者全体への働きかけを目的としたことなどが上げられる。その際、障害者の性による差異が及ぼす生活環境や社会参画の機会の違いには関心が払われてこなかった。

タイの女性の社会参画に関する研究では、タイ人女性の社会的地位の高さは日本と比べて高いと称される。確かにタイの障害者運動の歴史の中でも女性障害者がリーダーシップを発揮し表舞台で活躍した事例も多い。しかしそのことが、タイの女性障害者の声が届いていることになるのだろうか。また、タイの障害者運動の中で女性障害者は果たしてエンパワメントされたのだろうか。

女性障害者は、一般社会のジェンダー規範および障害の問題など複合的問題を併せ持つと言われる。女性障害者の置かれる状況を理解するには、タイ社会の女性の位置づけについても考察する必要がある。

本稿では、特に 1980 年代以降活発になった障害当事者運動の経緯に即して、法律や国

家福祉計画、および障害者エンパワメント国家計画などの中での女性障害者への対策、そして運動の現場での女性障害者の状況などを概観する。また、女性障害者に特化した活動や法制度が少ないことを明らかにし、その中で最終報告書へつながる女性障害者の最近の動向を示唆するものとする。

キーワード：

タイ 女性障害者 障害者運動 障害者リーダー

はじめに

タイの障害者に関する資料は他の東南アジア諸国と比べてもより多く目にする事が出来る。それは、ESCAP や UNICEF, WHO などの国連機関や NGO などの国際関係団体がタイに事務所を構え、多数のプロジェクトをタイで実施してきていることも一因である。また、タイは官僚制が機能しており、統計資料や報告書を数多く出版してきた。しかし、1975 年より以前の資料には、障害者はほとんど登場しない。

障害者に関するプロジェクトや資料が頻繁に確認出来るようになるのは、1981 年に採択された「国連障害者年」およびその翌年の「障害者に関する世界行動計画」、そして 1983 年からはじまった「国連障害者の 10 年」以降である。この国連の一連の活動計画等は、タイ国内の障害者に関する活動や福祉分野には一定の影響を与えた。例えば、1975 年に障害者人権宣言が出され 1981 年に国際障害者年が採択されると、当時首相であったプレーム・ティンスラーノン陸軍大将が、「タイ政府は障害者リハビリテーション法を制定する」と宣言した¹。この発言から実際に法制定に至るまでには、さらに約 15 年の月日を要するが、詳しくは後述するように、その年月が障害者の当事者運動を活発化させる一要因ともなった。

1991 年に、念願の障害者リハビリテーション法が制定された。1990 年代は、国連をはじめ、様々な国際機関が活動対象を経済発展やインフラ整備から、「人間中心の開発」という新しい概念を得て、方向転換を図る時期だった。

タイの障害者運動も世界的動向の影響を受けながら形成されてきた。特に、1980 年以降は、障害当事者による国際障害者団体である DPI(Disabled Peoples' International 以下 DPI) の設立に影響を受けてタイの障害当事者による DPI-Thai の設立が行われ、市民として障害者を認めるよう訴える活動が 1980 年代以降活発になった。また、1991 年のリハビリテーション法制定後、タイの障害者たちは、より広く社会的な問題解決を求めて、リハビリテーションや就労から人権や市民権の獲得へと移っていった。

その後、国連障害者権利条約の国連採択およびタイの批准・署名の経緯の中で、タイの障害者リーダーたちは政府代表団として存在感を示し、同時に 2007 年制定のタイ障害者エンパワメント法の制定にも深く関わるようになった。国連障害者権利条約を強く意識したこの国内法は、障害者の権利や地域生活支援等障害当事者の視点を盛り込んだ画期的な法律となった。

以上のような障害者に関する法制度や生活に視点をあてた研究も日本においても西澤、飯田らわずかではあるが確実に行われてきた。それらの研究では、タイの障害者エンパワメント法の意義や権利侵害に関する救済方法、障害者リーダーの活躍や関与に関するタイの特異性などが明らかにされてきた。しかし、その中で女性障害者が女性であるがゆえに抱えるニーズやそのニーズの運動または政策への反映、リーダーシップの発揮、位置づけ、社会的背景から受ける権利侵害、ライフコースなどに焦点をあてたプロジェクトや研究は極めて少ない。

なぜだろうか。考えられる理由として、男女に関わりなく障害者の置かれている状況が厳しい点に注目が置かれたため、国際機関も当事者団体もまずは社会全体や障害者全体への働きかけを目的としたことなどが上げられる。その際、障害者の性による差異が及ぼす生活環境や社会参画の機会の違いには関心が払われてこなかった。しかし、そのこと自体が、女性のニーズを無自覚に深刻化または男性との格差を増長することはないのだろうか。また、タイ社会の中で女性やセクシャルマイノリティの人々の置かれている状況やニーズに関する活動や世論が盛り上がったのも、2000 年代以降である。

タイの女性の社会参画に関する研究では、タイ人女性の社会的地位の高さは日本と比べて高いと称される。確かにタイの障害者運動の歴史の中でも女性障害者がリーダーシップを発揮し表舞台で活躍した事例も多い。しかしそのことが、タイの女性障害者の声が届いていることになるのだろうか。また、タイの障害者運動の中で女性障害者は果たしてエンパワメントされたのだろうか。

女性障害者は、一般社会のジェンダー規範および障害の問題など複合的問題を併せ持つと言われる。女性障害者の置かれる状況を理解するには、タイ社会の女性の位置づけについても考察する必要がある。それは、多様な性を持つ障害者も同様に、社会的差別と障害を持っているが故の困難を複合で受けざるを得ない。その意味において、女性障害者について研究することは、ひいては、多様で複合的な条件を持つ障害者へ視点を向ける一つの契機になるだろう。以上の点に関しては、最終報告書への課題としたい。

本稿では、特に 1980 年代以降活発になった障害当事者運動の経緯に即して、法律や国家福祉計画、および障害者エンパワメント国家計画などの中での女性障害者への対策、そして運動の現場での女性障害者の状況などを概観する。また、女性障害者に特化した活動や法制度が少ないことを明らかにし、その中で最終報告書へつながる女性障害者の最近の動向を示唆するものとする。

第1節 タイにおける障害当事者運動の経緯

1983年以前からタイには、古くは傷痍軍人ケアのための赤十字社、障害児教育センターや傷痍軍人協会、社会福祉協会、バンコク盲人協会など、それぞれの経緯から王室の支援を受けて設立された団体（財団や法人）がそれぞれの活動を行っていた。しかし、全国活動でかつ障害当事者運営による団体はなかった²。1983年に、視覚・聴覚・身体・知的障害家族の四団体の連合であるタイ障害者協会（Association of the Union of the Disabled of Thailand, 別名DPI-Thai）が全国レベルの障害者団体として設立された³。その後自閉症児親の会や精神障害者家族会なども構成団体となっている。

DPI-Thaiは、DPIの加盟団体の一つでありDPIを通じて国際ネットワークとつながっている。DPIは、現在世界の120団体以上が加盟している国際NGOであり⁴、国連経済社会理事会に登録され、国連会議に出席する資格を持つ国連NGOでもある⁵。さらにDPIは、5つのブロックに分かれており、日本やタイはアジア・太平洋ブロックに属する。1981年のDPIの設立、そしてアジア・太平洋ブロックでの活動開始を発端として日本とタイの障害者の長い関わりが始まったとも言える⁶。

はじめてのDPI世界総会がシンガポールで開かれたのは1981年で、偶然にも国連国際障害者年の年である。この第一回総会には、タイから身体障害者であり、後にDPI-Thaiの初代代表となるナロン・パティバチャラキット（Narong Patibatsarakit）氏（1934生）やろう者で女性のマンファ氏をはじめとする障害者7人が参加した⁷。この会議でマンファ氏は、身体障害者が多数を占めていた会場で、手話通訳者配置など聴覚障害者への配慮がなされていないことから、聴覚障害者に配慮した意思伝達の重要性を訴え、その発言意義が認められ世界運営委員に選ばれた。また、ナロン氏はアジア太平洋ブロック運営委員になった⁸。DPIに加盟資格のあるDPI-Thaiが設立されたのは、二年後の1983年である。当団体の設立に関わった障害者たちは、その後91年法制定に向けて重要な役割を果たしたと考えられる。

当時、タイの障害者にとって障害を受容し、障害者に権利があると主張するDPIの考え方は新鮮だった。ナロン氏は当時を振り返り「この会議では本当に新しい考え方をたくさん得た。DPIは、施政者に対する圧力団体となり、障害者の権利のために社会と闘う必要があると学んだ。障害者団体は、障害者が社会の他の人と同じ機会を得られるように働かなければならない。」と述べる⁹。その場でタイの障害者の生活改善のために働く決意をしたメンバーは、帰国後DPI-Thaiの設立に向けて活動を開始した。シンガポールから帰国した後、ナロン氏は、1982年に身体障害者協会（National Assembly of the Disabled）を設立¹⁰、さらに既存の聴覚障害者の自助グループやバンコク中心だった盲人協会に声をかけ、それぞれの団体が、国レベルの「タイ聴覚障害者協会」「タイ盲人協会」と名称を変更した。既に知的障害者保護者会は設立されており、これによって、「タイ障害者協会（別

名DPI-Thai)」を設立するための基盤が整った。

1983年、第1回DPIアジア太平洋会議の終了後、身体・視覚・聴覚・知的障害者親の会の4団体による「タイ障害者協会」別名「DPI-Thai」がチェンマイにて設立され事務所をバンコクにおくことが決められた¹¹。設立当時の運営委員は、当事者および支援者両方によって構成されていた。当時の登録メンバーは約250人であった。その中には、上記主な団体関係者に加え、シリントーン・リハビリテーションセンターの設立者や盲人職業推進センターの幹部など多くの人々が含まれていた。初代代表には、ナロン氏が選任された¹²。

設立総会で決議した大きなことは2点ある。まず、自分たちで運動の方針を決め活動する団体を設立することを宣言した。これはDPIの定義に沿って、障害を社会環境の不備から考えることを確認するものであった。もう一つは、障害者にとって法律の制定がどのように役立つかという議論を行い、障害者のための法律制定を政府に対して求める活動を行うという点である。障害者の完全参加を求める活動方針はDPIシンガポール会議で学んだものだった。その後の活動で最もエネルギーを注いだのは、やはり法制定へのロビーイングだった。生活の中で様々な問題に直面していた障害者にとって、障害者関連法を策定することは希望そのものであった。

1991年、タイで初めての障害者法が制定された。同法の前文には、「障害者も、国家の重要な一市民であるにもかかわらず、障害故に困難な生活状況に置かれてきた。障害者には、職業・社会参加などの機会が障害を持たないものと同様に保障されなければならない。同法によって障害者には、適切な保護と福祉が提供されるべきである。具体的には、問題解決のためのリハビリテーションによる能力開発、教育、職業訓練などの実施である。」と記されている。

同法を基に、その後施行規則の策定および障害者手帳の発行が行われ、障害者割当雇用制度、免税措置、障害者手当の支給などが実施された。しかし、91年法およびその関連法だけでは障害者をめぐる社会的状況は障害当事者が期待した程は変化がなかった。また既述のように1990年代は開発政策が世界的に転換していった時期である。具体的には、障害者や女性、子ども、環境、公衆衛生に関するプロジェクトや予算措置が増加した。障害者運動の分野も例外ではなく、特に1990年代後半以降、国際機関だけではなく、日本の小さなNGOなども個別にプロジェクトを開始し、草の根レベルでの交流も増加している。

特に、JICAによる、アジア太平洋地域全体への障害者支援プロジェクトが本格化し、2002年にはその活動拠点となるアジア太平洋障害者センタープロジェクト（APCD）をタイのバンコクに設立した。APCDアジア太平洋地域の障害者全体に向けたプロジェクトを実施してきたが、タイに拠点を設けたことにより、タイの障害者は大きな影響をうけた。

特に、プロジェクトフェーズ1の方針であった自立生活運動(IL)のトレーニングやILセンター（CIL）の設立支援プロジェクトの結果、まずタイに3カ所のILセンターが開所した。プロジェクト終了後もセンターは増加し、現在はタイ国内に10カ所のILセンターが

出来ている。

国内 10 カ所の CIL の各運営メンバーは、CIL の基準に従い、障害当事者が 51% を越える。また、各 CIL のネットワークであるタイ IL ネットワーク (TIL) の運営メンバーの構成も同様に障害当事者が 51% を越えている。

活動内容は、IL センターの柱である、介助サービス、ピア・カウンセリング、住宅サービス、自立生活プログラムを活動内容として掲げている。また、地域内で自宅から出ることが出来ない重度障害者宅への訪問活動も行っている。訪問活動は、日本やアメリカの障害者の背景にある制度・政策が大きく異なるタイ社会において、有効な手段である。CIL が地域に出来たことで、それまで家の中にいることが多かった障害者が家の外で活動する場や仲間を得る機会となっていることは事実である。しかし、一方で活動資金やリーダーシップ、地域への影響力、介助者派遣サービスなどについては総合的に課題を抱えているのが現状である。障害当事者が地域内で動き始めたがゆえに課題が見えてきたという点では、今後の改善・展開が待たれる。

IL に限らず、障害当事者が中心的な役割を果たす、障害当事者による当事者のための活動は、全国的に増加しつつある。また、CIL が全国に広がっていることから分かるように、バンコクを中心とする中部タイだけではなく、障害当事者の活動を評価する傾向は、全国的に広がっている。ただし、都市部・農村部にかかわらず障害者のニーズは依然として大きい、障害当事者が声を上げる機会が未だ少ない。今後、当事者のニーズを社会に伝え社会を変えていくためには、より地域内での障害当事者による活動が必要となるだろう。

第2節 障害者運動の中の女性

当事者による 1991 年障害者リハビリテーション法および 2007 年エンパワーメント法の制定過程への関与については、すでに報告がある¹³⁾ので詳細は割愛するが、本稿にとって重要な点は二点ある。まず、独自の草案策定に関するグループをつくり勉強会の実施やロビーイングなども含めて障害当事者のリーダーによる貢献が大きかった点である。障害者リーダーたちは、それぞれ自身が持つネットワークや知識を活用しながら草案作成の段階から関わり、かつ国会への審議・採決を図った。さらに重要な点は、その当事者リーダーたちは、大学卒業以上の学歴をもつ比較的社会的地位が高い男性障害者であった点である。

例えば、DPI-Thai による草案作りの勉強会の当時のメンバーには、既述のナロン氏の他に盲人で現在タマサート大学法学部教授をしているウィリヤ氏も参加していた。ほとんどが男性メンバーであったが、女性メンバーも参加していた。例えば、特に女性障害者の生活上の問題について研究し、1986 年に DPI-Thai の代表になった女性障害者であるジュリラット氏も、女性の職業的自立のためにも法律制定が必要だと感じ、この勉強会にも参加

している¹⁴¹⁵。

2007 年法に関しては、草案作成に影響を与えただけではない。加えて、2007 年新憲法策定の際には DPI-Thai では理事会を開き憲法条文に障害者の権利を認める項目を入れるように要求し、最終的にはほぼ全面的に認められた¹⁶。また、同時期に準備が進められていた、国連の「障害者権利条約特別委員会」の会議には、現在上院議員を務めるモンティアン・ブントアン氏を中心として障害当事者が政府代表団の正式メンバーとして毎回出席した。同委員会は、障害者の権利に関する委員会であるが、実は障害当事者が毎回出席した国はタイを含めわずかだった。以上のような、障害当事者による様々な活動の総括として、2007 年法の制定に障害者リーダーが積極的に関わったといえる。

法・制度以外でも、既述の IL のように地域内での活動や、例えばバンコクの BTS 高架鉄道や地下鉄のバリアフリー化を求める運動や、介助者研修など小さな活動を積み重ねている。近年では、新しい公共的施設や大きなガソリンスタンドなど公共の場にある施設では車いす用スロープやトイレなどが標準的に設置されるようになっている。

それでは、障害を持つ女性達は、一連の障害者運動の中でどのような役割を果たしてきたのだろうか。

既述のように、社会的少数者である障害者が、諸法案や政策に関わることが出来たのは、障害者運動そのものの成果というよりは、「当事者リーダーたちは、大学卒業以上の学歴をもつ比較的社会的地位が高い男性障害者であった」点が背景にある。それは、単に男性か女性かというだけではなく、社会的地位やその個人の持つ社会的ネットワークによる影響が大きいことを示す。

現在のタイには、確固とした奴隷制度や身分制度は公的には存在しない。しかし、第二次世界大戦まで続いていたサクディナー制という土地使用の権限による階級制や、王族や貴族による家族メンバーを中心とした経済活動や公的役職の継続は、現在まで影響を及ぼしている。また、大学や大学院などの卒業生も強い絆を持っている。

従って、既述のようにタイの女性の社会進出は日本の女性に比して高いと評されがちだが、タイの場合、男性か女性かという視点だけではなく、どのような社会的立場にあるかによって得られる機会が変化する点をまず理解する必要がある。

その中であって、特に現在 40 歳以上の障害者で大学を卒業できる機会がある者は限られており、そもそもその時代に大学に通っていた女性は少ない。1991 年と 2007 年に制定された二つの障害者法に関して、男性の障害者リーダーが活躍した背景には、そのようなタイ社会の一面が垣間見られる。

それでも、上記法案制定に関わった障害者リーダーに女性がほとんど登場してこない理由はまだ不明なままである。また、女性が社会進出をしていることがすなわち男女平等社会であるわけではない。男女の性別役割分担は、階級の有無とは別に存在する。既述の不可視の社会階級に加えて男女の壁は存在する。

例えば IL の活動の現場で、ピアカウンセリングのカウンセラーや運営メンバーの副所長などでは女性障害者が活躍している。また、事務担当や会議やセミナー会場で実働を担うのは女性障害者が圧倒的に多い。男性障害者は、リーダーを除き一緒に準備作業などを行っているがそもそも、活動に参加する割合が少ない。

彼女たちのライフヒストリーを聞くと、障害者を持つ前の教育歴などは高校卒業や子どもの頃から障害を持っている場合は学校に行っていないケースも多く、たとえ義務教育を卒業したとしても行き場がないために卒業後もしくは幼少の頃から大半の時間を家で過ごすケースも多い。そのような時に障害者リーダーの訪問を受け、徐々に戸外へ出て行くようになったという。中には、義務教育卒業後に障害者の職業訓練学校に入学し、パソコンや英語のスキルを身につけ、NGO や企業へ就職する女性障害者もいる。ただし、総じて、そのような情報や機会が彼女たちの手元に届くルートは偶然というに近い。果たしてその、そもそもの情報や選択肢に男女の差はないのかどうか、今後の研究で深めていきたい。

まとめと今後の課題

タイの障害者運動の展開は、多くの障害者に社会参画する機会を与えた。特に男性障害者リーダーによる法制定・制度・政策制定への参画の道が確保され定常化されたことも、当事者性の視点からは非常に重要なことである。しかし、そのリーダーの中に女性障害者がほとんどいなかった点を考えないわけにはいかない。男性障害者と同様に、大学卒でかつ社会的階級が比較的高い女性がいたらリーダーとして活躍しただろうか。

逆に地域内活動の現場では女性障害者の活躍が目立つ。それはなぜだろうか。

男性障害者リーダーが活躍したことも、女性が少ない事も、現場では女性が活躍していることも、既述したようなタイの社会的背景だけでは説明ができない。

しかし、障害者運動が女性へどのような影響を与えたのか、という視点に戻れば、男女の社会的背景の違いもまた、背景にすぎない。性別による差別や困難を抱えていたとしても、障害者運動との出会いを通じて、どのようなエンパワメントがあったのかを明らかにする必要がある。そのことが、今後の女性障害者に関する諸活動やプロジェクトの方針にも寄与できるのではないかと考える。

以下、最終報告書に向けていくつかの課題をあげたい。

まず、本報告書の障害者運動の流れを踏まえて、障害者運動そのものが女性障害者に与えた影響についても詳細に検討したい。同時に、前提である、タイ社会のジェンダー規範やその歴史について整理する。また、障害者運動が女性に与えた影響を地域の実践レベルで明らかにしたい。

〔注〕 _____

- ¹ Pratthaan khanakamakaan chat thamnangsue kiatikun khong prathetthai nai kaandamnoenngan daan khonphikaan.(200:36)
- ² 吉村 千恵
- ³ 吉村 千恵
- ⁴ DPI 日本会議のホームページより。 <http://www.dpi-japan.org/dpi/dpi.html> 2010 年 1 月 20 日アクセス。
- ⁵ ニノミヤ (1999:10-11)
- ⁶ 吉村 千恵
- ⁷ Pratthaan khanakamakaan chat thamnangsue kiatikun khong prathetthai nai kaandamnoenngan daan khonphikaan(200:39)
- ⁸ Pratthaan khanakamakaan chat thamnangsue kiatikun khong prathetthai nai kaandamnoenngan daan khonphikaan(200:39)
- ⁹ 吉村 千恵
- ¹⁰ Pratthaan khanakamakaan chat thamnangsue kiatikun khong prathetthai nai kaandamnoenngan daan khonphikan
- ¹¹ 2006 年 3 月, DPI-Thai 事務所資料および中西(2000)
- ¹² 吉村 千恵
- ¹³ 吉村 千恵
- ¹⁴ Pratthaan khanakamakaan chat thamnangsue kiatikun khong prathetthai nai kaandamnoenngan daan khonphikaan(200:346-347)
- ¹⁵ 吉村 千恵
- ¹⁶ 西澤

〔参考文献〕

〈日本語文献〉

飯田

高嶺豊「アジア太平洋障害者の十年」『季刊 福祉労働』No.60 1993 年秋号 現代書館

小泉順子

ダイアン・ドリンジャー著（長瀬修訳）（2000）『国際的障害者運動の誕生 障害者インター
ナショナル・DPI』 エンパワメント研究所

独立行政法人国際協力機構「「フェーズ1の総括と今後5年間の展望」～キャパシティ・デ
イベロップメントと知識創造の視点から～」平成19年8月30日 セミナー報告書

中西由起子（1996）『アジアの障害者』現代書館

西澤

ニノミヤ・アキエ・ヘンリー（1999）『アジアの障害者と国際NGO』明石書店

萩原康生編（1995）『アジアの社会福祉』中央法規

吉村 千恵

〈タイ語文献〉

障害者リハビリテーション委員会編『障害者のQOL向上国家計画(2002~2006)』

Narong Patibatsankit [1993] panhaa khonphikaan (障害者の問題)

Pratthaan khanakamakaan chat thamnangsue kiatikun khong prathetthai nai
kaandamnoenngan daan khonphikaan(タイ障害者関係の荣誉編集委員会編) kiatikun khong
prathetthai nai kaandamnoenngan daan khonphikaan (タイ障害者の荣誉) 第三卷
khonphikaan chiwit kamnot dai

Somphon Theepsitthaa [1993] neekhit lae thitthaang khong saphaa sangkhom songkhro
nai kaan songkhro khonphikaan(社会福祉委員会障害者福祉部の概念と方向性)

〈ウェブサイト〉

DPI-Thai のホームページより。http://www.aud.or.th/ 2015 年 2 月 20 日アクセス